

条 文	解 説
<p>(協働のまちづくりにおける市の役割)</p> <p>第 1 4 条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民の活動の支援を通じて、市民による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。</p> <p>2 市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う。</p>	<p>【解説】</p> <p><第 1 項> 参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスの提供という役割を担うだけではなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。 こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。 なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。</p> <p><第 2 項> 協働のまちづくりにおいては、市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■参画と協働の指針策定(H25.3)</p> <p>自治基本条例を補完する役割を担い、参画と協働の定義、重要性、効果、協働の形態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めていくための今後の取組についての考え方を記載。 策定の際には、市民自治推進会議（当時）及び委員会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。 周知については、自治連合会全体集会での周知、ららポート登録団体等へ周知、職員への研修を実施。 【第 2 章第 5 条・第 6 章第 18 条にも同様の記載有】</p> <p>(市民活動推進センター)</p> <p>■マイサポいこま制度(市民が選択する市民活動団体支援制度：H23 年度～R2 年度)</p> <p>市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択することで、市民活動への理解や関心を高める。</p> <p>(市民活動推進センター)</p> <p>■まちサポいこま（生駒市地域・社会活動創出支援事業：R3 年度～）</p> <p>市民活動の更なる促進及び発展を図り、自立的に公益活動を行う地域社会を推進するために、様々な地域課題や社会課題の解決に繋がる事業を行う団体等に対する補助金を設立。</p>	<p>(市民活動推進センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より公益性・継続性の高い事業を始めるためのステップアップを目的に制度の見直しを行った。 <p>(市民活動推進センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知を図り、採択事業が制度の目的に沿って自立的に発展し、アドバイザー会議の助言を基にした伴走支援の在り方を検討。 		<p>1 指定管理者制度においては効果測定が重要であり、公共的サービス水準を満たしているかどうかの客観的な立場からの評価が必要と考えます。</p>	<p>(行政経営課)</p> <p>1 施設の管理運営に関して、条例、規則及び協定書並びに施設利用者の意見等に従って、適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認するため、平成 25 年度からモニタリング制度を導入し、指定管理者と市による評価を行っています。 第三者による評価は実施していないものの、少なくとも指定管理期間の中間年度においては、利用者アンケートを実施することとしています。 また、利用者数の増減についても、毎年度モニタリングの中で評価しています。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>1 今年度、「公の施設の指定管理者に係るモニタリング」を実施し、客観的な立場から評価を行った。</p> <p>(福祉政策課)</p> <p>1 モニタリングを毎年実施している。</p> <p>(地域医療課)</p> <p>1 事業報告をもとに医療関係者や市民から病院の管理運営に対してご意見等をいただき、次年度の計画に反映させている。</p> <p>(みどり公園課)</p> <p>1 毎年指定管理が適切に行われてい</p>	<p>特になし</p>	<p>・解説に「市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動」とありますが、条例第 2 条で「市民」を幅広く定義（団体も事業者も「市民」）しているので、おかしいです。解説文では「市民」という文言を省いて「市民活動団体や事業者等が行う」とした方が混乱しないと思います。（相川委員）</p> <p>・14 条第 2 項に「市は、必要に応じて、市民の間の調整を行う役割を担う」とあるのはとても意義深いと思います。調整の役割を担った方が良い場面が多々あると思いますので…（相川委員）</p> <p>【以下、行政経営課】</p> <p>・指定管理者制度については、施設の老朽化や市民ニーズの変化に伴い、全国的に仕様書や協定書、モニタリング項目や修繕費やリスク負担の割合等を見直す段階に来ていると思いますが、生駒市では、どのような状況にありますか？（相川委員）</p> <p>・「指定管理者制度に関する指針」が令和 5 年 4 月に改定されたようですが、改訂のポイントはどこにありますか？ また改定作業にあたり、どのような参画と協働を行いましたか？（相川委員）</p> <p>・指定管理者制度で、営利企業だけでなく、市民団体の連合体等を選定している（その前提として市民団体にも手を挙げやすい募集方法をとっている）事例はどのくらいありますか？（相川委員）</p> <p>・現行は、庁内各部局と指定管理者とでモニタリングを行う方式ですね。今後、全庁的に第三者評価や条例・仕様書等の総点検を実施されるご予定はないのでしょうか？（相川委員）</p>

第5章

<p>(市民活動推進センター) ■市民活動推進センターでの相談事業 ボランティアなどNPO活動を行いたい方や団体と活動を受けたい方や団体とをつなぐ(マッチング)。</p>	<p>(市民活動推進センター) 登録団体の高齢化に伴うメンバーや活動資金不足、組織力の低下が課題。</p>			<p>たかを確認するため、管理運営評価として、自主評価及び市による運営に関する評価を実施している。また、利用者アンケートなどを実施し、公園利用者からの意見聴取も随時実施している。</p>	<p>・経済性に依存する当該制度に対する制度疲労の批判が出てきています。国に対しても、この制度に対する法的な対応を迫る要望が出てきており、自治体側としても、多種多様にわたる「公の施設」に対する指定管理者制度適用における指針を定める必要があります。生駒市においても定めておられますが、(岸和田市、神戸市なども定めている)その指針をお示しください。(中川委員長)</p>
<p>(SDGs推進課) ■自主的に実施される環境活動への支援 ・エコ・ネットいこま エコ・ネットいこまは、市民・事業者・行政が対等な立場で参画し、第2次環境基本計画に基づく環境活動を推進してきた生駒市環境基本計画推進会議(ECO-net生駒)の取組を引き継ぎ、同計画期間の満了とともに市民団体として再スタートした。生駒市は、エコ・ネットいこまの活動に対し、取組の広報等の活動支援を実施。</p> <p>・一般社団法人 市民エネルギー生駒 市民出資を募って設置・運営する市民共同太陽光発電事業に対し、無償による公共施設の屋根貸し等の支援を実施。</p> <p>(商工観光課) ■生駒市テレワーク&インキュベーションセンターイコマドの指定管理</p> <p>(商工観光課) ■生駒市高山竹林園の指定管理</p>	<p>(SDGs推進課) ・自発的な環境活動の継続・拡大に向けた各団体と生駒市との連携・協働を継続するとともに、市民ニーズ等に応じて対応していく必要がある。</p>	<p>2 指定管理者については、コストの管理や評価だけでなく、いかに市民の中で利用が広がったかという視点での評価を行わなければ、施設の設定目的達成の評価はできないのではないのでしょうか。</p>	<p>(行政経営課) 2 1の対応と同様</p> <p>(商工観光課) 2 利用者数の把握はもとより、利用者を実施している任意のアンケートの結果により、サービスの質・利便性・満足度等を確認、指定管理者評価の際の参考にしています。</p> <p>(地域医療課) 2 事業報告をもとに医療関係者や市民から病院の管理運営に対してご意見等をいただき、次年度の計画に反映させている。</p> <p>(みどり公園課) 2 利用者については、市内市外の利用者の比率を集計しており、施設ごとに利用率を確認している。</p>	<p>(行政経営課) 2 1の対応と同様</p> <p>(商工観光課) 2 利用者数の把握はもとより、利用者を実施している任意のアンケートの結果により、サービスの質・利便性・満足度等を確認、指定管理者評価の際の参考にしています。</p> <p>(地域医療課) 2 事業報告をもとに医療関係者や市民から病院の管理運営に対してご意見等をいただき、次年度の計画に反映させている。</p> <p>(みどり公園課) 2 利用者については、市内市外の利用者の比率を集計しており、施設ごとに利用率を確認している。</p>	<p>・行政と指定管理者との協働はさておき、指定管理者と地域社会や地域住民との協働は図られているのでしょうか。(中川委員長)</p> <p>・生駒市における「公の施設」に対する指定管理者制度適用施設の一覧(施設名、指定管理受任団体・企業名)及び、指定管理者選定に際して評価対象となる選定評価項目の内容(評価判定票など)を示すこと。(中川委員長)</p> <p>・指定管理制度において、各施設市民が参画と協働で開催する事業内容が重要と思います。又、地域性も必要と思います。コロナ禍のアンケート結果の評価をお聞きしたい。(藤田委員)</p> <p>・指定管理者制度等、公共的サービスを他者に行ってもらう場合には、予算の削減以外の積極的な理由付けが必要なのではないかと思います。(平阪委員)</p> <p>【商工観光課・福祉政策課・地域医療課・生涯学習課・スポーツ振興課】 ・指定管理者制度の活用した取り組みにおいて、客観的な評価の結果、課題や問題点はありますか？(清水委員)</p>
<p>(福祉政策課) ■指定管理者制度の活用 RAKU-RAKUはうす、生駒市デイサービスセンター寿楽、生駒市デイサービスセンター幸楽、生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽</p> <p>(福祉政策課) ■重層的支援体制整備事業 地域共生社会実現に向けた取組の一環として、複雑化・複合化した課題を持つ方の相談支援体制を強化するため、介護、障がい、児童、生活困窮など分野を超えた重層的支援体制の整備を進めている。 体制整備を進めることで、結果として関係機関や住民の役割が明確になり、適切な役割分担のもとで、地域の支援力強化が期待できる。</p>		<p>3 協働を進めるために、市民とどのようにパートナーシップを結ぶかを真剣に考える必要があると思います。</p>	<p>(地域コミュニティ推進課) 3 地域未来人財育成事業におけるワークショップを通じて将来の担い手となる人材の発掘、育成を行っている。また、市民自治協議会(準備会等も含む)及び複合型コミュニティ事業においても、地域活動に参加するプレイヤーの発掘、育成を行うワークショップを実施している。</p> <p>(みどり公園課) 3 公園利用者が快適に過ごせるよう、レストランのテイクアウトメニューの充実や市民利用の促進のための案内チラシを市内小中学校等に配布するなど公園の周知を行った。また、指定管理者の代表団体である株式会社モンベルとは、包括連携協定を結んでおり、市民と共に歩んでいけるよう</p>	<p>(地域コミュニティ推進課) 3 地域未来人財育成事業におけるワークショップを通じて将来の担い手となる人材の発掘、育成を行っている。また、市民自治協議会(準備会等も含む)及び複合型コミュニティ事業においても、地域活動に参加するプレイヤーの発掘、育成を行うワークショップを実施している。</p> <p>(みどり公園課) 3 公園利用者が快適に過ごせるよう、レストランのテイクアウトメニューの充実や市民利用の促進のための案内チラシを市内小中学校等に配布するなど公園の周知を行った。また、指定管理者の代表団体である株式会社モンベルとは、包括連携協定を結んでおり、市民と共に歩んでいけるよう</p>	<p>【SDGs推進課】 ・エコ・ネットいこまは現在何名くらいで活動されているのか？(実際に活動に参加されている方)そのうち、市民・事業者・の割合はどのくらいか？市民団体になったということですが、行政の予算などもなくなったのか？(正垣委員)</p> <p>【地域コミュニティ推進課・市民活動推進センター・生涯学習課】 ・人材形成発掘のための生涯学習 etc の社会教育資源の見直しを図ること。(中川委員長)</p> <p>【福祉政策課】 ・重層的支援体制整備を進める中で関係機関や住民の役割分担が明確になると書いてあるが、現段階で住民の役割がどうなっているかを具体的に聞きたい。(藤田委員)</p>

第5章

<p>(地域医療課) ■生駒市立病院の管理運営 生駒市立病院の管理運営業務(診療や健診に関するこ と、施設及び附属設備の維持管理に関すること等)につ いて指定管理者制度を採用している。</p> <p>(地域医療課) ■生駒市立病院管理運営協議会 生駒市立病院の管理運営に関し、生駒市及び指定管理 者との間の管理運営に関する協議に市民等の意見を反 映させている。</p> <p>(都市計画課) ■空き家セミナー 空き家所有者を対象にした、空き家の管理方法等に関 する説明会と、個別相談会の実施。</p> <p>(都市計画課) ■いこま空き家流通促進プラットフォーム 市と協定を結んだ専門家団体等が組織しているプラ ットホームが、生駒市内の空き家の流通促進を目的と して、流通阻害要因を有している空き家を対象に、個々の 物件の状況や所有者の意向に応じた適切な流通方法を 検討し、空き家所有者に提案する。</p> <p>(みどり公園課) ■生駒山麓公園・ふれあいセンターの管理運営 生駒山麓公園及びふれあいセンターの管理運営(施設の 維持管理、利用受付等)を市との協定に基づき、指定管 理者(民間事業者)に包括的に代行させる。→元は7 章42条に記載があったものを5章14条に移動。</p> <p>(教育総務課) ■スクールボランティア事業 地域の人たちが、市内の校舎でスクールボランティア としてボランティア活動を行う。 R5.11月現在1,108名がボランティアとして登録をし ている。 【主なボランティア活動の内容】 ・本の読み聞かせ ・校内の草刈等の清掃活動 ・昔のくらし、遊びの体験 ・クラブ活動、運動会の支援 ・授業等の補助</p>	<p>(みどり公園課) ・施設の老朽化に伴い、 管理において民間企業 のノウハウが十分に生 かされていない。</p> <p>(教育総務課) ・今後も引き続き取組を 進めていく必要がある。</p>		<p>に取り組んでいる。</p> <p>4 新しいパートナーシ ップや人材のさらなる開発が 必要と考えます。</p> <p>5 部局ごとに、市民とのパ ートナーシップを作ること が参画と協働として重要だ と考えます。</p>	<p>(地域コミュニティ推進課) 4 3の対応と同様。また、移動販売 等導入支援制度を通じて、自治会が主 催するイベントへ出張型サービスを 展開できる事業者等とパートナ シップを結んだ。</p> <p>(みどり公園課) 4 3と同様の対応。</p> <p>(みどり公園課) 5 3と同様の対応</p>	<p>【人事課】 ・「人材開発」のための施策はどこにありますか。 (中川委員長)</p> <p>【地域コミュニティ推進課】 ・移動販売等導入支援制度は自治会活動の活性化につ ながる素晴らしい制度なので、登録事業者を増やして ほしい。(中尾委員)</p> <p>【みどり公園課】 民間企業のノウハウが活かされていないのは、施設 の老朽化だけが原因なのか。(中尾委員)</p> <p>【教育指導課】 ・スクールボランティア事業の記載しかありません が、コミュニティスクールや学校運営協議会での参 画や協働はどうなっていますか？ スクールボラン ティアの事例が主に学校内で行う活動であるの に対して、コミュニティスクールは<学校が地域 のために果たす役割は何かを考える><地域主体 でワークショップを開催し、地域課題設定を したい><つなぎ役としてのコーディネーター は、市内各校にも配置すべき>(第14回生駒 市総合教育会議 議事要旨より抜粋)など地域 社会との連携がうたわれているので、現状が どうなっているのか知りたいです。(相川委員)</p>
---	---	--	---	---	---

<p>・登下校の見守り活動</p> <p>(生涯学習課) ■指定管理者制度の活用 生駒ふるさとミュージアムの管理運営を指定管理者に委ね、事業者の専門性やノウハウを活かすことで、本市の郷土学習や歴史文化の発信の拠点として機能している。</p> <p>(図書館) ■生駒市図書館はボランティアの養成等も行いながら、市民と協働して、読書推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビブリオバトル定例会、「ビブリオバトル全国大会 in いこま」の開催。 ・おはなし会、絵本の会、学校等への出前授業、子ども読書の日記念行事、経験者のためのおはなし勉強会等を開催。 ・トライ！生駒子ども読書会議の開催。 ・平成28年度に「図書館とまちづくりワークショップ」を開催。平成29年度から、市民との協働、参画によりワークショップで提案された事業等を継続開催。 ・読書バリアフリーに関する事業 耳で楽しむほんの会 音訳サービス 本の宅配業務 館内整理日に図書館を開放し、知的障がい者への代読サービスを行う。 ・高齢者の学校図書室本の修理ボランティアを養成、各学校へ配置。 ・託児ボランティアによる、図書館託児サービス「こあら」を行う。 <p>(スポーツ振興課) ■各種スポーツ事業の開催 市民体育大会や市民体育祭、トップアスリート連携事業、チャリロゲいこま等、個人の年齢や性別、体力に応じた運動を行うことができる各種スポーツ事業の開催にあたり、(一財)生駒市スポーツ協会や自治連合会、総合型地域スポーツクラブ等との協働・連携の推進を図</p>	<p>(スポーツ振興課) ・事業によっては、参加者の減少やチーム編成に苦慮する場合がありますため、今後は事業内容等の見直しの必要がある。</p>				<p>【教育総務課】 ・スクールボランティアは、地域学校協働活動本部のメンバーを含むのか。 ボランティア登録者がH30年12月で1557人だったが、大幅に減った理由は。(中尾委員)</p> <p>【以下、市民活動推進センター】 ・ボランティアに頼って成り立っている取り組みにおいても、随時行政として取り組むべき対象かどうかの見直しは必要ではないかと思えます。(平阪委員)</p> <p>・市民ボランティアやNPOとの対応において、行政が提示できる partner business のメニューリストを作成することが必要です。(中川委員長)</p> <p>【図書館】 ・多くの活動を協働で実施されていますが、人員開発や組織運営など、課題や問題点はありませんでしょうか？(清水委員)</p>
--	---	--	--	--	--

<p>る。</p> <p>(スポーツ振興課) ■障がい者スポーツ活動推進事業 スポーツの機会の少ない、障がい(児)者がスポーツを行うきっかけをつくるため、市内の障がい(児)者のスポーツ活動状況を把握し、障がいの種類や程度に応じた事業となるよう、生駒市スポーツ推進委員や障がい者関係団体、体育施設指定管理者等との協働の推進を図る。</p> <p>(スポーツ振興課) ■指定管理者制度の活用 ・生駒市生涯学習施設(たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書館、南コミュニティセンターせらぎ、北コミュニティセンターISTA はばたき、芸術会館美楽来) ・やまびこホール ・生駒市井出山体育施設 ・生駒市体育施設</p>	<p>(スポーツ振興課) ・事業の開催にあたり、市内の障がい(児)者関係団体等にヒアリングを行うとともに、参加者アンケートを実施し、よりよい事業とするため、ニーズの把握に努めている。</p>				<p>【以下、スポーツ振興課】 ・新しい文科省方針に従い地域でスポーツ文化の指導者を供給することが可能となるシステムの展望を示すこと。(中川委員長)</p> <p>・高齢者は運転免許証を返納する人が増えスポーツ事業に参加できなくなっています。大会等の会場へコミュニティバスの運行は考えられないでしょうか。(藤田委員)</p> <p>・世代間で楽しめる軽スポーツ(ニュースポーツ)を、校区又は3～4地区にエリアを分けて開催はどうでしょうか。(藤田委員)</p>
--	--	--	--	--	---

第5章

条 文	解 説
<p>(市長の責務)</p> <p>第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。</p> <p>2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市長は、市の代表として市の事務を管理するとともに、公正かつ誠実に執行しなければならないとしています。これは、地方自治法に規定されている長の統轄代表権、事務の管理及び執行権を市長の責務という視点から規定するものです。</p> <p><第2項> 市長は、自治体の代表者として事務を執行する上で市民及び議会への説明責任があるとともに、まちづくりの主体は市民であるとしたこの条例の趣旨を踏まえて、ハード面の都市計画事業などばかりでなく、ソフト面の地域自治組織の形成などを進めなければならないことを示しています。</p> <p><第3項> 市長は、職員の監督者として適切な指導を行うとともに、職員の資質と能力の向上のため、さまざまな研修体制や制度の整備などに努めなければならないとした規定です。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(長の統轄代表権)</p> <p>第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。</p> <p>(事務の管理及び執行権)</p> <p>第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>(職員の指揮監督)</p> <p>第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応(対応していない場合はその理由)	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(人事課)</p> <p><第3項></p> <ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員研修を初めとする階層別研修の実施 新規採用職員や係長を対象とした地方自治法、地方公務員法、行政法等の法令知識を学ぶ研修 政策形成実践研修の実施 課題解決発見研修の実施 協創力向上研修の実施 メンタルヘルス研修の実施 各種研修機関への積極的な派遣により専門知識、技術の向上 職員の自発的な研究・相互啓発などへの支援、地域貢献活動(副業)の促進 人材育成に資する人事評価制度の運用 					<p>特になし</p>	<p>【秘書課、人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長が役職者以外の職員の話聞く機会は。(中尾委員) <p>【以下、人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修の実施状況は。(中尾委員) 自治会活動以外で地域貢献活動の具体例は。(中尾委員) 採用、研修、人事評価 etc に関する市民参加の途を示すこと。(中川委員長) 職員の地域貢献活動(副業)の実績はどのくらいありますか？ 地域課題とのマッチングはどのように行っていますか？(相川委員) 地域貢献活動や自主的な研究を行った職員には、人事評価の評点を挙げたり、職場の理解を人事課としても求める等の積極的な働きかけをしておられますか？(相川委員) この地域貢献活動と第17条3項に規定されている「積極的にまちづくりの推進に努めなければならない」とは、連動しているのでしょうか？(相川委員) <p>【地域コミュニティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当然ながら自治基本条例に関する研修も行われていますよね？(相川委員)

第5章

条 文	解 説
<p>(執行機関の責務)</p> <p>第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>地方自治法第138条の2の規定「執行機関の義務」をこの条例の理念にのっとり、執行機関全体の責務という視点から具体化しました。市の執行機関として、その職務の執行に当たり、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に執行しなければならないという倫理観を規定したものです。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】</p> <p>(執行機関の義務)</p> <p>第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(収税課)</p> <p>■税負担の公平性を確保するため以下の法律・条例に則り、適切に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税徴収法 ・地方税法 ・生駒市市税条例 等 		<p>(収税課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税徴収法 ・地方税法 ・生駒市市税条例 等 <p>以上の法律・条令に則り、適切に対応している（再掲）</p>			特になし	なし

第5章

条 文	解 説
<p>(市の職員の責務)</p> <p>第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>□</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すること、及びサービスの根本基準を遵守して市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないことを規定しています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方公務員法】 (サービスの根本基準)</p> <p>第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p> <p><第2項> 市の職員としての責務を果たすに当たって、政策形成能力、政策法務能力等自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定しています。</p> <p><第3項> まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も市内で働く者として市民の目線を大切にし、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(人事課)</p> <p><第2項><第3項></p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修機関への積極的な派遣により専門知識、技術の向上 職員の自発的な研究・相互啓発・地域貢献活動(副業) <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■「参画と協働」の職員研修</p> <p>毎年、「参画と協働」の職員研修を実施し、職員の意識高揚を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> H30年度：50人（5級以下の職員） R1年度：39人（5級以下の職員） R2年度：全管理職 R3年度：34人 R4年度：46人（3級以下の職員） 43人（4級以上の職員） <p>【第2章第5条・第6章第18条にも同様の記載有】</p>			<p>1 市の職員として「参画と協働のまちづくり」を認識し、積極的にまちづくりの推進に努めることが重要と考えます。</p> <p>2 総合計画で定めている「行政の取組」「市民ができること」「事業者ができること」など、それぞれの役割に基づいて、まちづくりを行うことが必要と考えます。</p> <p>3 様々な課題が存在し、様々な属性の住民で構成される地域社会の中で、いかに「参画と協働」の議論が進められ、合意や成果が得られるかを実践していくことが非常に重要であると考えます。</p>	<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>1 毎年全庁的に実施している参画と協働の事業調査及び市民自治推進委員会での議論のフィードバックや、職員向けの参画と協働のまちづくり研修を行うことで、市民主体のまちづくりの推進に向け、職員の参画と協働についての認識を深めている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・「市民の立場に立って」という文言が誤解される恐れ（悪徳事業者やクレーマー市民が「私も市民なんだから私の立場に立て」と要求してくるとか…）があります。また職員はプロなのでから一般市民と全く同じ立場で良い、ということではありません。条文は変えづらいと思うので、解説で補足した方がいいでしょう。例えば「条文内に「<市民の立場に立って>とあるのは<生活者目線を忘れず>や<要配慮者への配慮を怠らず>というという意味であり、職員と一般市民とが同じ立場になる、ということではありません」とか。（相川委員）</p> <p>【以下、地域コミュニティ推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の皆さんの参画と協働に関する修得度合いはどのように評価されていますでしょうか。（清水委員） 全部局対象の参画、協働の調査cardを完成させること（中川委員長） 自治基本条例の研修がやはり必要です。参画と協働研修とは少し位置づけが異なりますが、必須課題ではないでしょうか。（中川委員長） <p>【以下、人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員育成基本計画は地方公務員法における法律事項ですが、この計画策定には市民参画が図られるべきと思いますが、その実態はどうなっておりますか。（中川委員長） 「協働と参画」のまちづくりのためには、市職員が勤務時間外の対応が求められる場面も多々あると思います。一定程度は必要だとは思いますが、時間外労働や超過勤務等、労働環境としては大丈夫でしょうか。（平阪委員）